

平成 2 8 年度
第 3 回
社会福祉法人専門家会議
会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日
東 京 都 福 祉 保 健 局

(午後 4時28分 開会)

渋谷指導調整課長 それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、貴重な時間ですので、ただいまより平成28年度第3回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきありがとうございます。私は、本会議の事務局を務めさせていただきます、東京都福祉保健局指導監査部指導調整課長の渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局より何点かご連絡させていただきたいと存じますが、この後は着座にて失礼させていただきます。

連絡事項一つ目、初めに、本日の委員等の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日、茨木委員からご欠席のご連絡をいただいております。委員は7名中6名、オブザーバー2名中2名の出席をいただき、合計8名でございます。なお、事務局側として、関係職員が参加させていただいております。また、竹内委員におかれましては、所用のため、午後5時30分ごろを目途に退席される予定ですので、あらかじめ申し上げます。

委員等の紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員名簿と座席表にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料を確認させていただきます。お配りしております資料は、座席表、そして、会議次第、それから委員名簿、会議の設置要綱となっております。そして、本題ですが、資料1、A4横判で21ページあるものと、参考ということで8ページもの、これが「社会福祉法改正の詳細について」というものでございます。続きまして、資料2、「社会福祉法改正に伴う法人への支援について」というタイトルで、A3判で2枚ものになっております。資料3、「社会福祉法人経営力強化事業における新たな取組の実施について」というもので、A4横判で4ページのものでございます。最後、参考資料といたしまして、「都における社会福祉法人制度改革への対応のスケジュール(予定)」、A3判一枚のものでございます。不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、今回、事務局より会議の公開について、ご説明申し上げます。今回のように、都の取組について、委員の皆様からご意見を伺う会については、従前から社会福祉法人専門家会議設置要綱の第7条、ただし書きに基づき、委員長にご判断をいただき、公開としてきております。本日も公開とさせていただきます。

あわせて、議事録の取り扱いについて、ご説明申し上げます。公開とした会議の議事録は、これまで福祉保健局ホームページにて公開しておりますが、事務局の作業が遅かったため、公表までにかかり時間がかかっておりました。今般、都の情報公開の基準が一部変更となりまして、都の審議会等の会議の議事録については、会議開催後速やかに、遅くとも1カ月以内に公開することとされました。そこで、今後は、会議開催から

2週間後を目途に事務局から確認用の議事録を送らせていただき、委員の皆様には1週間程度を目途にご確認の上、ご返送いただきますようお願いしたいと存じます。それまでにいただいた修正意見を議事録に反映いたしまして、1カ月以内にホームページで公開という流れで進めたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上です。

これから先の議事進行は、平岡委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。

委員長の平岡です。よろしくお願いいたします。

初めに、本会議並びに会議に係る資料及び議事録についてですが、先ほど事務局からも説明があったとおり、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条のただし書きで、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。改めて皆様、ご了承とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず初めに、次第2、報告事項について、事務局から説明があります。その後、皆様からご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

渋谷指導調整課長 それでは、私より資料1に基づいて、ご説明させていただきます。

まず、この資料1のつくりですが、11月に政令・省令が発出されまして、法改正の詳細が明らかになってまいりました。この後3の議題で、都が平成29年度に実施する事業のことについて、ご議論というかご意見をいただく予定になっておりますが、そちらに、影響を与える事項といたしますか、あるいは私どもがその取組を検討する際に意識した事項を中心に、厚生労働省の資料から抜粋して、資料1をまとめさせていただいております。

それでは、資料をおめくりいただきまして、1ページからが制度改正の主な内容ということで、2ページはこれまでもよく使いました社会福祉法人制度改革の主な内容の全体像が示されているものになっております。

次に、お開きいただきまして、4ページ、5ページの見開きのページが、11月に出了た政省令事項の主な事項の全体をわかりやすくまとめたものになってございますが、幾つかについて、その次からの資料でご説明させていただきます。

もう1ページおめくりいただきまして、6ページからが会計監査人設置の基準についてということで、こちらはもちろん財務規律の強化等のために、7ページの一つ目の丸にありますように、改正法においては、一定の事業規模を超える法人について、会計監査人による監査を義務づけることとしたというところで、次の丸にありますように、

社会保障審議会の福祉部会では、サービス活動収益10億円以上または負債20億円以上の法人とすることが適当とされたところであります。三つ目の丸はこの趣旨です。会計監査人の監査を義務づけ、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要でありますという趣旨が書かれています。四つ目の丸ですが、この準備等々、一定の期間が必要であるほか、監査を受ける社会福祉法人側、それから監査を実施する公認会計士の双方において、理解や準備などが必要であるということで、五つ目の丸にありますように、この制度を円滑に導入し、安定的に根づかせていくために、段階的に制度を導入することが適当ということで、具体的に一番下のボックスになりますが、当面はサービス活動収益30億円、負債60億円を超える法人を対象とし、段階を追って、サービス活動収益20億、10億というふうに、対象が拡大されていく予定になっております。

続きまして、もう1ページおめくりいただきまして、8ページ、9ページが評議員の員数に関する経過措置についてです。こちらも評議員会が議決機関化されまして、重要な位置を占める会議体となっております。ただ、二つ目の丸にありますように、小規模の法人に配慮する必要があるとございますので、一定の事業規模を超えない法人については、施行から3年間、29、30、31の3年間、4人以上でいいとされております。最後の丸になりますが、その答えとしては、平成27年度決算で、こちらも収益を基準として、これは、平均である4億円を超えない法人は経過措置の適用になると、政令で示されたところであります。

それから、最後10ページからが社会福祉充実計画についてというところになります。この中では、充実計画に盛り込むべき内容等が明示されました。もともと11ページの上段にありますが、事業継続に必要な控除対象財産を控除してもなお一定の財産が生じる場合、それを社会福祉充実財産ということで、これがある場合に、以下、下段にあるように、順に社会福祉事業とか地域公益事業等の事業をやっていく計画を立てていかなければならないというものになっております。

次の12ページにありますように、関係者、公認会計士や税理士さんからの意見聴取とか理事会・評議員会の承認とか、地域公益事業を行う場合には、地域協議会からの意見聴取なども必要となっております。その下に充実計画の記載内容等が示されてございます。

次の14、15ページが、社会福祉充実計画のフォーマットの案が示されておりました。その次の16ページ、17ページが関係者への意見聴取が必要な内容、それから、17ページはその回答のようなものであります確認書のフォーマットのイメージが示されてございます。

それから、最後の18ページ以降は地域協議会についてのイメージであるとか、そういうところが示されてございます。

それから、最後の参考は、もう既に公表されているものですので、説明は省略させていただきますが、最初に申し上げたように、この後の議論で参考になる、振り返ったり

すると思われる事項について、ご用意させていただきました。

まず、報告事項の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問等、何かございましたらお願いいたします。

はい、亀岡委員どうぞ。

亀岡委員 亀岡でございます。

特に難しい質問ではないのですが、例えば、会計監査人の設置義務法人が決まったと思うのですが、もう今、平成28年の12月の末になっておりまして、平成29年の4月から開始されますので、本来なら一般競争入札ですが、実際の運用から見ると、実務的には一般競争入札だけじゃなくて、金額だとか、工程だとか、その内容だとか、全体をみて評価して、理事会で決めていくことも可能であると伺っています。都として会計監査人を設置しなければならない規模の社会福祉法人に対しての確認というのでしょうか、会計監査人が設置されたかどうか、具体的には明年の6月の評議員会で会計監査人は選任されるのでしょうか、予備調査は当年度内に実施しますので、現時点で、会計監査人はほとんど決まっていけないと思うのですが、その点について行政側として掌握若しくは把握はどのように、なっておりますでしょうか。

岡本統括課長代理 お答えいたします。具体的には、まだ先生、調査方法だとか内容を決めておるところではございませんが、毎年度、私どもは社会福祉法人さんに対して、法人調査書を4月1日の段階での現状ということで、調査をかけさせていただいております。その中に、こういった会計監査人の設置等についての、どう設置されているかということ盛り込むとともに、国のほうも、今、現況報告、これは全く今の様式と変えた様式、案で示されているところはございますが、そういった中にも盛り込まれるというところがございますので、そういったところを踏まえて、都内の法人さんの状況を確認していきたいと思っております。

亀岡委員 わかりました。

平岡委員長 よろしいでしょうか。

亀岡委員 すみません。先日、実は、日本公認会計士協会東京会で開催した、社会福祉法人コンベンションで東京都さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。そのときに、事前の資料で、東京都さんは、所管の法人でサービス活動収益30億円以上、20億円以上、10億円以上の法人がそれぞれどのくらいあるか、把握されておられると思います。そこで、会計監査人の選定について事前に指導的なことができるのかどうかお聞きしたかったのです。

平岡委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、そのほかの点について、いかがでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問がないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。

それでは、次第3の議題に入りたいと思います。本日の議題は、前回に引き続きまして、「新たな社会福祉法人制度に対する都の取組について」という議題でございます。会議資料に基づいて、事務局から説明を行わせていただきまして、その後、委員の皆様からご意見等をお伺いしたいと思います。

まずは、事務局、ご説明をお願いいたします。

渋谷指導調整課長 それでは、私から資料2及び資料3を用いて、まとめてご説明させていただきますと存じます。

資料2、社会福祉法改正に伴う法人への支援について、副題としまして、社会福祉法人経営力強化事業、また括弧をして、平成29年度福祉保健局予算要求の状況としてございますが、この副題にありますとおり、平成29年度に向けてこういう予算を要求している状況でありまして、今、査定というか、都庁の中ではその真最中でございます。この事業内容について、また予算規模等について、まだ確定したものではありませんことをまず申し上げて、ご了承いただきたいと存じます。

まず、この資料2は、予算要求に当たりまして、社会福祉法人経営力強化事業全体ということで、事務局が平成29年度に取り組みようと考えている事業全体を示したものとしております。それから、資料3は後ほど詳しくご説明申し上げますが、本日の本題でありまして、29年度の予算が確保できましたら、4月から事業を始めてまいります。その事業の詳細を詰めていかなければいけないのですが、専門家の皆様からご意見やアドバイスをいただきたい点を、特にまとめて、4点ほどテーマをお願いしたいと思って整理したのが、資料3になっております。

行ったり来たりで申しわけありません。まず、資料2の全体像から簡単にご説明申し上げます。

1番の法人支援の方向性というところで示されておりますが、4点目のところで、法人への支援策、これまで何回も専門家の皆様からのご意見を踏まえて、都としましては、法人の規模をある程度意識して、多様な支援策を展開していこうと思っております。また、特に小規模の法人に対しても、きめ細かく支援をしていきたいというふうに考えておりまして、5点目のところで、法改正後の1年間、集中的に支援策を実施することで、都内の全ての法人が円滑に法改正に対応できるようにしていきたいというのが大きな趣旨で、この来年度の取組を進めてまいりたいと考えております。

2のところは、今、法改正の内容・概要を示したところなので、省略させていただきますが、3が、28年度の都の取組内容と、それを踏まえた形での29年度からの取組を示している資料になっております。

28年度、今年度の取組は、特に気づきの支援ということで、新制度の説明会、それから役員の機能強化に当たりましては、評議員向けの説明会や監事向けの説明会、それから自己点検シートを新たに作成して、この監事説明会で使い方などもご説明しながら配付していく予定にしております。それから、右側の点線で囲ってありますが、中小規

模の法人向けということで、これは専門家の意見を活用して、自分たちで何か取組を新たにされているところの補助事業で、社会福祉法人経営管理改善支援事業といいますが、今年度後半、行っているところであります。

下段は、都の取組ということで、財務分析であるとか、そういうところは引き続き、あるいは、拠点区分単位というのは新しく今年度から整理して実施している途中でございます。

そして、本題の29年度からの取組ですが、(1)の気づきの支援で、監事説明会は、ことしは制度の説明のようなものが中心になりましたので、今年度の実施内容を踏まえまして、アについて、そのフォローアップ編というのを予定しております。それから、引き続きということで、自己点検シートや決算確認シートの活用継続であります。(2)の改善の取組への支援というところは、来年以降、新しく取り組んでいこうと思っているところであります。私ども事務局として主なターゲット層として、全法人向けですとアで、情報提供の拡充ということで、独自のホームページの開設をして、いろいろな情報をまとめて載せていくようなところ、それから、中段、中小規模法人向けのイのところは専門家の活用支援ということで、専門家を紹介するような仕組みを整えていこうと考えております。それから、最後、主に小規模法人向けということで、ウの事務局機能の向上ということで、事務担当者向けの研修を今、考えております。最後、エは所轄庁である区市の方の支援ということで、評議員の選任支援、これは、小規模法人が経過措置を終えて、評議員を確保していく際に、区市も法人支援ができるようにということを考えてのところであります。

この2枚目をもう少し詳しくしたものとして、本日、4点ほど、委員の皆様からご意見をいただきたいところを、資料3にまとめ直してございます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

1枚表紙をおめくりいただきまして、まず、1ページが、1 監事説明会(フォローアップ編)の内容になります。先ほど申し上げましたように、実践的な知識の習得を目的にした監事説明会にしまして、監事の機能強化を図ってまいりたいという趣旨であります。

上段の基礎編について第1回目を今年度後半、具体的には、29年の1月を予定していますが、1月に1回と、あと29年度の前半にもう1回開催ということで、基礎的な事項、監事の権限と責任や監事監査、内部統制の監査というあたり、どちらかというところ、これは説明会っぽくなってしまおうかと思っておりますが、当方から説明する内容を想定しています。

その上で、フォローアップ編では、29年度の後半に予定しているのですが、もう少し具体的に、新制度のもとで新たな課題が出てきたときに、その解決に役立つような取組例などをご紹介するような場にしたいと思っております。内容については例えば、理事会・評議員会へ監事が効果的に関与する方法とか、監事の視点から課題を見つけたり、

解決していく、そんな着眼点を少しでも提供できるような内容にしていきたいと考えておりますが、そうは言っても、なかなか私どもだけですと、知恵が湧かないところもありますので、このフォローアップ編の内容を、監事にとってより効果的な内容となるような具体的なご意見を、委員の皆様から頂戴できればと思っております。これが1点目でございます。

おめくりいただきまして、2ページ、2点目が情報提供の拡充というところで、全法人向けに独自のホームページを開設しまして、できるだけいろんな情報を一体的に提供して、法人の皆様にも効率的に活用していただくようなホームページにしたいと思っております。

下段のほうに、事業内容というところで、ホームページに掲載する事項、今、予定していますのが1から7まで挙げてございます。よく言うFAQ、既に私どもにあった相談、あるいは、法人運営に係る疑義、それに対する回答などを整理してまとめて掲載していきたいと思っております。あるいは、取組の中で、ほかの法人がやっているいい取組、ほかの法人でも活用できそうな好事例を掲載したり、ののところでは、国の情報であったり、都が行う研修の資料、それから、が自己点検シート・決算書確認シート、これはもともと都のホームページにも載せているものですが、こちらを一括して見られるように同じページに掲載するとか、財務分析の結果、それから東社協さんなどが行う様々な支援事業の概要の周知なども、ここに載つけるか、あるいはリンクを張るなどして、皆様に使いやすい内容にしていきたいと思っております。

この掲載予定の事項や内容について、こういう内容があると、法人にとっても有効であるということで、ご意見、アドバイスをいただきたいと存じます。また、この2ページの最後、法人への周知としましては、所轄庁から法人向けにはこういうホームページができましたよというメールでのお知らせとか、こちらに書いてありますように、チラシを用意して配付しようと考えているのですが、このホームページにアクセスしていただくために、よりよい宣伝方法というのか、周知方法についても、ご意見、アドバイスをいただければと存じます。

続きまして、3ページ、3点目の専門家活用の支援というところに移らせていただきます。趣旨としましては、特にメンターゲットと考えておりますのが会計監査人の設置義務がない法人ですが、専門家による支援の仕組みを構築することによって、こうした法人でも必要な場合に専門家を活用して、財務規律の強化を促進できればというのが趣旨でございます。

また、こちらとして特に力を入れたいと思っているのが、実施内容の にありますように、専門家に対する研修ということで、会計監査人の非設置法人、いわゆる中小規模の都内の社会福祉法人の実情等に関する理解を促すような研修を実施して、理解を深めてもらったうえで、 にありますように、専門家を法人に紹介する仕組みを構築していきたいと考えております。当面、想定している専門家の方というのは、公認会計士や監査法

人の方と税理士、税理士法人の方を想定しております。実施時期としましては、夏場、7月頃に研修をした上で、その後、専門家の紹介を開始できればと考えております。右下にあります専門家紹介の仕組みは、まだあくまでイメージですが、まず、とあるように、真ん中の実施主体になるところが専門家向けの研修を実施したうえで、次にということで、法人向けに仕組みを周知し、法人から紹介の依頼があって、それに回答していくという仕組みを考えております。なお、仕組みにつきましては、この事業を実施していただくことになるところと、専門職団体と、双方と打ち合わせをしながら詰めていきたいと思っておりますので、まだまだこれはイメージというところであります。

こちら、まずは1点目としましては、専門家の方々への研修の具体的な内容とか、特に都内の中小規模の法人の特異性というか課題とか、こういうことをお伝えするといよいよといったアドバイスをいただければと思います。また、周知方法についても、法人に利用してもらうために、どのようなアプローチをすればよいかなどについても、ご意見、アドバイスをいただければと存じます。

最後、4ページ、4点目、事務局機能の向上ということで、事務担当者向けの研修です。小規模の法人ですと、なかなか本部専従の職員がいない法人もある専門家の皆様からご意見をいただきました。そういうところの事務を担当する職員向けの研修を実施するというようなご意見、アドバイスもいただいて、来年度に実施しようと考えております。

事業内容として、今、事務局側で考えておりますのが、主に基礎的な事項、法人運営を適正に行うために必要な事項を講義により理解を促す面と、何か課題を設定しまして、グループワークによって、課題発見力とか課題解決力を身につけていただいたり、あるいは、副次的な効果としてその中でネットワークみたいなものが少し形成できればということも狙っています。こうした講義とグループワークを組み合わせるような形でできればなと思っております。研修の講師としましては、法人の実務に詳しい方、あるいは、グループワークの場面では、必要に応じて補助講師なども配置したりすることを考えております。想定としましては、1回80名程度で、年間で約6回程度と思っております。これも研修の内容や方法について、ご意見、アドバイスをいただきながら、工夫できる点は工夫して、29年度の実施に向けて対応していきたいと思っております。

この資料3で整理しました四つのテーマについて、皆様からご意見をいただければ幸いです。よろしくお願いいいたします。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、この四つのテーマについて、順次、1から2、3、4とご意見を伺っていききたいと思います。

まず、1の監事説明会、フォローアップについて、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、事務局のご説明の中にもありましたとおり、監事説明会の基礎編を踏まえて、監事がよりその職責を果たせるようにするために、効果的なフォローアップの内容

はどのようなものかという観点を中心に、委員の皆様からご意見やアドバイスをお願いいたします。

いかがでしょうか。

竹内委員 そうですね。基礎的なところは今年度及び来年度前半に実施されるわけですよ。そこを踏まえてという話になりますと、一度、来年の6月の定時評議員会のところまでやってみないと、ちょっと状況がわかりませんので、そこで開催状況だとか、あるいはどういう法人経営だとかということの状況把握みたいなものはされるのでしょうか。そういったものに念頭に置いていかないと、ちょっと今の段階では、なかなか出てこないです。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか、今の点について。

渋谷指導調整課長 年度後半の実施を予定しておりますので、今、竹内委員がおっしゃっていただいたように、現状、本当に今年度というか、新しい制度改正が始まってからの法人の悩みどころなども把握するようにして、確かに内容についてはより深く考えていきたいと思います。また、そういう意味では、東社協さん等に情報を教えていただいたりする場面もあるかとは思いますが。

平岡委員長 ありがとうございます。いかがですか。

どうぞ、亀岡委員。

亀岡委員 亀岡でございます。

この1ページ目のところの基礎編のところでございますけれども、内容の最初のところの丸のところでございますが、監事が職責を適切に果たし、財務規律を確保ということで、3点記載されてはいますが、基本的にこの2点目と3点目は、どちらかというところ、計算書類をきちんと作成する仕組みをつくり、また、監事との関係をどのように整理していくのかということだと思います。まず、ガバナンスの強化についてですが、理事や評議員の方が、機能をきちんと果たされているかどうかを確認することが監事の業務として重要だと思います。従前もそうでしたが、監事は理事会に参加をすることになっておりますので、できましたら、理事の業務執行状況についての監査について監事の役割についても、言及していただくと助かります。もちろんこの会計部分も非常に重要ですが、会計監査人が設置される場所は、会計監査人の監査である程度カバーできるのかと思うのですが。

また、法人規模に応じた対応がいろいろのかなと。特に後のほうでは中小規模の法人を中心にさせていただくというののかなと。例えば、評議員の定数にも、サービス活動収益4億円以下の法人では経過措置があります。東京都には、約1,000の法人があって、その規模はいろいろあります。会計監査も段階的に導入ということですので、内部統制の監査や会計監査というのは、小規模な法人が急に聞いても、どの程度理解できるのかなと思います。むしろ、そういうところに対しては、監事がどのように監査を実施するのかという話もしてあげるといいのかなと思うのです。

法人の規模によって状況に随分幅があるので、一律には難しいのかなという気がしておりますが、特に小規模の法人には丁寧に対応してあげる必要があると思いますので、ご検討いただければと思います。

渋谷指導調整課長 確かに委員がおっしゃるように、都内の法人の規模では、それによって対応というか必要なところが違ってくると思いますので、外部監査人が入るところであれば、財務よりはガバナンスだと思いますし、あるいは、小さいところも、まずそもそも法人としてのガバナンスといったあたり、どういうふうに理解したり、監事さんの対応というのを打ち出したらいいかというのを、より具体的に、ターゲットを意識しながら、研修内容を整理していきたいと思います。

亀岡委員 よろしくをお願いします。

平岡委員長 そうしますと、3の専門家活用の支援というのは来年度からということになりますね。

渋谷指導調整課長 はい。

平岡委員長 ですから初年度の決算とか、そういうところをきちんとやるために、外部の力が必要な場合というのもある。

亀岡委員 あると思いますね。

平岡委員長 そうですね。そういうことの助言といいますか、説明も恐らくしていただくといいというようなお話なのかなと。

亀岡委員 そのとおりです。今、委員長がおっしゃられましたけど、3ページ目のところ、そのとおりだと思います。平成29年4月より法定監査制度が始まりますが、従来から会計監査をさせていただいている法人もありますが、この活用の支援というのは、先ほどおっしゃった、29年度からなのですね。

平岡委員長 そうですね。

亀岡委員 当初は平成29年度から、サービス活動収益10億円超の法人が、会計監査人設置対象とするのが適当であるという意見がありましたが、段階的に会計監査人の設置対象法人が広がることになりましたので、監査対象規模以下の法人も含めて、平成29年度からは、ガバナンスについても整備していかなくてはいけないと思いますので、平成28年度の今から会計専門家を紹介してもらいたいという法人もあるかと思いますが、今から、もう決算をどうすればいいんですかという法人もいたりするので、そうした法人に対する紹介のツールみたいなもの、例えば、公認会計士協会と連携をとるとかを含めてですけど、あるかと思います。この仕組みはこれでいいと思うのですが、今、何かできるような方法はないのかどうかということを含めて、ちょっと幅をもって対応していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

平岡委員長 はい。いかがでしょうか。

渋谷指導調整課長 私どもも、この事業のつくりとしては、今、こういう予定ですが、亀岡委員がおっしゃったように、28年度の決算の仕方とか、そういったことで困って

いる法人があって、問合せがあれば、紹介までは難しいかもしれませんが、然るべきところにつなげていけるように、事務局としても努力していきたいと思っております。ちょうど亀岡委員がお話しされたように、公認会計士協会東京会さんなどは、仕事上のつながりもできましたので、紹介することも可能ではないかとは思っております。

亀岡委員 はい、よろしく申し上げます。

平岡委員長 はい。監事説明会1のフォローアップに関するのですが、いかがでしょうか。

高原委員 よろしいですか。

平岡委員長 はい。

高原委員 高原でございます。監事は二人おりまして、主に会計を見る人と、もう一人はサービスを見るという役割があると思うのですね。ところが、今回のこの改革によっては、余りにも会計のほうに重きを置かれていて、サービスのことについて着目していない。私は、個人的には、そういう改革をした上で、質のいいサービスが提供できる体制をつくっていかなければ、社会福祉法人はいけないと思うのです。だから、その辺のところを加味していただくとありがたいなと思います。

渋谷指導調整課長 高原委員のおっしゃることもごもっともでありまして、私どもとしても、改正の動きへの対応という色が、目先のことというのも変かもしれませんが、強目に出過ぎているところもあるかもしれません。そもそもの監事の役割・責任というところのあたりで、今の高原委員がおっしゃっていただいたように、社会福祉施設をきちんとやっていくのが社会福祉法人の役割であること、それを指導・監視する役の監事の役割というあたりを改めて意識しながら、内容を固めていきたい。それは基礎編のときにも意識して、お伝えしておきたいと思っております。

平岡委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、今井委員から何かございますか。

今井委員 今、高原委員からもご指摘があったとおりでして、監事といいましても、この財務規律を確保するというのも書いてありますけれども、今回の改正で、サービス活動収益30億円以上で会計監査人、それ以下の場合は、大体、税理士等がついているわけです、社会福祉法人ではありませんが、会計のことは専門的すぎてわからないという話を聞いたことがあります。そうすると、やっぱりさっき高原委員がおっしゃったように、一般的な監事が、機関として中心的に取り組んでいる業務監査のほうに、ターゲットを置いてもいいのではないかなという気がします。

あと、この社会福祉法人、最近、非常に二極分化が進んでいるように感じておりまして、公益的な事業活動をする社会福祉法人と、従来型の、1施設1法人型の零細同族型の社会福祉法人の二極分化が結構進んでいますので、監事の職責も、今、言いました会計と業務と全部やってくださいよというのは、ちょっと難しい面もあるということは頭に入れておいてもいいかなと思っております。

以上です。

平岡委員長 では、ご意見として、ご検討いただければと思います。

はい。それでは、この1については、まずは、ひとまずよろしいでしょうか。

それでは、続いて、2の情報提供の拡充というテーマについてですが、そのホームページの掲載内容等法人にとって有益な内容はどのようなものか、事務局の案のほかに法人に必要な情報は何かという点、あるいは、新しく作成したホームページに、法人にアクセスしてもらうためには、事務局案では、まずチラシを配布するというのを考えておられるということですが、ほかにホームページについての有効な周知方法はないかということですね。そのような観点を中心に、ご意見、アドバイスをいただければと思います。よろしく願いいたします。

周知については、ちょっと伺ったところでは、都の所管の法人については、電子メール等で一斉に知らせる仕組みはあるということですが、市区で所轄している法人も含めて、広くこのホームページを活用してもらうためにはどうしたらいいかということのようでございます。

竹内委員 すみません、いいですか。

周知の方法ですが、今、掲載事項を見ると、いろいろFAQとか事例とか、有益なものが入っているので、ぜひ知っていただきたいとは思っています。前にもお話ししたかもしれませんが、今、区市町村単位で社会福祉法人のネットワークをつくっていく動きが出てきていて、恐らく今年度、来年度で3分の2ぐらいはできるのではないかなんと思っています。そういったところで、所轄庁の方にもぜひご協力いただいて、事例のことについてご紹介いただくとか、FAQの中身を解説いただくとか、そういった勉強会であるとか情報交換とか、そういったことで、その場を活用していただくことが、よりチラシを見るだけというよりもいいのかなんとも思っていますので、ぜひ所轄庁の方にお話しいただければと思います。

ちょっと蛇足ですが、法人のネットワークをつくる上で、その所轄庁のご理解というのがやっぱり一番キーになっているので、まだ進んでいないところについては、ぜひ都のほうからも働きかけをしていただけると、全都的に広がるのかなんというふうに思います。よろしく願いします。

渋谷指導調整課長 いろんな場面で、所轄庁たる区市との連絡会等とありますので、区市の方ともいろいろご相談しながら、どのように広めていくか、今、竹内委員がおっしゃった法人のネットワークを活用させていただくなど工夫していきたいと思っています。またご協力、情報とか教えていただくこともあると思います。よろしく願いします。

亀岡委員 亀岡でございます。

大変内容的に充実していると思っております。この中で、一つだけお願いがあるのですが、この のところにFAQというのがあると思うのです。これは、多分、いろんなところで、もしかしたら国も含めたところで上がってきたような、よく出る質問に対す

る回答ということだと思いますが、もし可能であるならば、このFAQに加えて、いわゆる相談窓口みたいなのができれば、たった今、こういうことで困っているのですよと、もちろんそれに該当したFAQがあればいいんですけど、ない場合に、こうですよというふうに。個々になると、現場を知っている人たちが答えてあげないといけないのですが、それがいわゆる駆け込み寺じゃありませんけど、特に最初のほうは、様々な形の実務的な相談が出てくるのかなと思うのです。それが、もし、東京都さんのほうへこうやってリンクすると、そこで答えていただけるということがもし可能であれば、お願いできればと思うのですが、一度ご検討願えますでしょうか。

渋谷指導調整課長 はい、考えたいと思います。最初は各所轄庁であったり、相談窓口、東社協さんに相談窓口があるかと思いますが、ただ、それをできるだけ、「こういう項目なら、こういうところが相談窓口だよ。」として仕分けることだと思うので、よりそれを細かくということですよ。すぐではないかもしれない、できるだけそうして具体的な相談窓口を提示というか、こちらとしても情報を把握して整理していきたいと思います。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。FAQというのはよくある質問ということですから、質問を受ける窓口があるということがある意味では前提で、ただ、同じことを何度も聞かれるよりは、ここを見ていただければ、そういうことはすぐわかるということですので、いろいろな問い合わせ先というのはまた別にあるということをお前提にして、その情報も提供していただければというご意見だと思います。

この情報、法人の側から見て、どういう情報が必要なのか、そういうことから言いますと、どうでしょうか。高原委員から何かご意見いただければと思います。

高原委員 情報はたくさんあればあるほどよろしいと思うのですが、私は、特に7番目の東社協が行う法改正支援事業、これの内容はどんなことを意図しているのか、ちょっとイメージできないのですが。法改正支援を東社協がやる場合に、東京都がその概要を周知させてあげますよと、こういう意味ですか。

渋谷指導調整課長 そうですね。いろいろな情報をまずワンストップというのか、こちらのホームページにアクセスすると、情報が一体的に見られるというつくりをしたいと思っています。今言ったように、都の情報、国の情報、東社協さんからの法人さん向けへの情報、ここのホームページでできるだけ見られる、よく言うワンストップといいましょうか。ここで載せるのか、あるいは、いわゆるリンクを張って、ここにリンク先のこちらにすぐ飛ぶようにというのか、そんなつくりをしていけたらなとは思っております。

高原委員 ありがとうございました。

実は、東京都に直接リンクするというのは、現場からするとなかなかしにくいと、そういう要素があって、東社協のほうしやすいという要素がありますので、その辺を考慮しながら、連携をとって情報提供をしてもらえるとありがたいと思います。

渋谷指導調整課長 わかりました。それは、意識してまいりたいと思います。ありがと

うございます。

平岡委員長 これは、予算要求をして独自の事業として実施するということから、都の指導監査部のホームページの下に紐づいているということではなくて、都のホームページの一部ということだと、いろんな制約もあるでしょうから、それとは別に独立した形で、どこが管理するかということも含めて、これから検討されるということですね。

平岡委員長 それでは、そのほかいかがでしょうか、この情報提供の活用に関して。よろしいでしょうか。

それでは、次の3番目の点、専門家活用の支援についてというところですが、先ほども、こちらのほうに話が飛びましたが、研修内容について、中小規模法人の実情を理解した上で支援を行う必要があるということは、先ほどもお話があったかと思えます。そのためには専門家にどのようなことを知っておいてもらう、この研修の対象とする専門家にどのようなことを知っておいてもらう必要があるのかというのが一つ。それから、もう一点、この専門家紹介の仕組みを周知するために、特に先ほどもお話がありました、専門家の支援が必要と思われる法人にこの仕組みの利用を考えてもらうためにはどのようなことに取り組むべきかと、そういう観点を中心にご意見、アドバイスをいただければということでございます。

亀岡委員 すみません、ありがとうございます。亀岡でございますが、内容的には大変素晴らしい内容だと思います。法人から専門家のほうに何かお願いをするようなこともあると思うのですが、専門家が適切に対応するためには、専門家自身が社会福祉法人の実情、社会福祉法人の制度及び社会福祉法人会計基準をはじめとする社会福祉法人の会計の考え方を知っていることが必要であり、望ましいことは言うまでもありません。もう一つは、法人の方に専門家を使う有用性について知ってもらうといいのかもしれませんが、これはもしかしたら、監事説明会の基礎編で説明があるのかもしれませんが、ただ、こちらは対象が監事なので、それ以外の場でもできたら、専門家を使うとこんなことができる、といったように。また、社会福祉法人さん自体のほうで、専門家に何をしてもらえるのか、してもらいたいのかということについて、理解してもらうことのメリットも多分あるのだと思うのです。具体的に専門家に何をしてもらいたいのかということ、逆に専門家に何をしてもらえるのかとかということが、法人さんがわかると、じゃあ、これをお願いしたいとか、こういうことをお願いしたいみたいということが言えると思います。専門家が幾ら頑張っても、法人さんのほうからのリクエストがないと、なかなかうまく機能しないのかなと思うので、できれば法人さんに対しても専門家を使う有用性等についても理解していただけるような場面も設けていただくといいのでしょうか。

渋谷指導調整課長 亀岡先生がおっしゃったことを認識いたしまして、法人が求めているものについては、こちらもお伺いして、それを専門家にも伝えるし、専門家の方に教

えてもらったことを、より具体的に法人にもお伝えできるように、今後事業を詰める際に意識したいと思います。

亀岡委員 また、実施時期のところで、先ほど法人の実情を紹介するとおっしゃいましたが、そのためには、まず法人の実情を把握するということが必要になります。把握されたときに、その法人さんに専門家を利用するということができるのですと伝えていただくと、法人さんが次のアクションを起こしやすいのではないのでしょうか。都で法人の実情を把握して、把握された都の方は、ここに誰を充てるといい、どういう専門家を充てるといいかというのは理解されていると思うのですが、法人さん自身が理解されていない場合があるのではないのでしょうか。そこで、法人と専門家とがうまくコミュニケーションをとってやっていけるような仲立ちをしていただければと思います。 渋谷指導調整課長 意識して、その仲立ちのときの機能をどうやって作り込んでいくか、そういう意味で、さきにもおっしゃられたように、本当に今、困っているところには何か違う形でご紹介しながら、この仕組みを、どうやったらこの後も含めてうまくつないでいけるのか、しっかり考えて対応したいと思います。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。

どうぞ、竹内委員、お願いします。

竹内委員 すみません、ちょっと違ったら申しわけないのですが、会計監査人を置くところというのは、たしか、内部統制の問題がありましたよね。ということは、会計監査人非設置法人も内部統制を整備しなければいけないということもあるのではないかと考えているのですが。会計の話が中心のスキームに見えるのですが、一方で、内部統制というと個人情報とかリスク管理とか、そういったことがあったのではないかと考えているのですが、そういったことのサポートというのが本当は必要じゃないかなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

渋谷指導調整課長 事務局としては、まず、特に会計監査人を置かないような法人の財務規律をどうやって確保していくかという観点で、今、この3の専門家の活用の支援を中心に、つまり、外部の目が入らないけれども、それでも財務規律を整えていかなきゃいけない、強化していかなきゃいけないという発想で、まずは、この仕組みをつかっていこうと考えております。これがうまく軌道に乗っていけば、次の専門家の分野として、おっしゃられるように、確かに広げていくといいでしょうか、もうちょっと違う分野の専門家を紹介するような仕組みまで広めていくことも、考えていかなきゃいけないかなと思います。

趣旨としては、すみません、繰り返しになりますが、会計監査人非設置法人の財務規律の強化のために、まずは仕組みをつくり込もうかなと思っております。

高原委員 よろしいですか。

平岡委員長 はい。

高原委員 今年はサービス活動収益が30億円以上の法人から会計監査が入るわけです

が、その規模の法人というのは、それなりにできているのですよね、実際には。むしろ、サービス活動収益が30億円未満の法人が問題であって、そうした法人が財務規律を確保していけるかどうかというところが一番大きなテーマだと思うのです。そのことも含めて、今は、今後会計監査人の設置が予定されている法人に対して、会計監査を導入するためのオリエンテーション的な期間だろうと思うのです。そこら辺のところを意識して、指導していただけるとありがたいなと思います。というのは、もう30億円以上の法人は天から降って湧いたような状況で導入するわけですが、20億円の法人はまだ時間があるわけですから、そういうことを考えていただけるとありがたいなと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。ご意見をご検討いただければと思います。

竹内委員はこの後ご予定があって、中座されるということですが、何か全体を通して、ご意見などがあれば。

竹内委員 じゃあ、すみません、4のほうでも大丈夫ですか。

平岡委員長 結構です。

竹内委員 ちょっと出ないといけないので、申しわけありません。4のほうですが、質問として、これは最初に1年間集中するという話があったのですが、ということは、これ全体1年間の事業のご予定になるのですよね。

渋谷指導調整課長 はい。私どもの事業今の予定としては、1年で集中的に、と思っております。

竹内委員 わかりました。最終ページのところが4億円以下ということで、経過措置の話もあったりするので、もしかしたら1年じゃ済まない話かなと思って聞いていたので、わかりました。

渋谷指導調整課長 4は単に、小規模法人の線引きをサービス活動収益4億円以下、評議員の経過措置が入る法人を主なターゲットにということで、この数字を使わせていただいております。この事務担当者向けの研修は、何とか1年で事務担当者の強化まで持っていきたいと現時点では考えております。

竹内委員 わかりました。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、次の4のテーマ、事務局機能の向上（事務担当者向け研修）を取り上げたいと思います。小規模法人の事務担当者向け研修について、どのような研修内容が有効か、また、研修のやり方で工夫すべき点は何かという観点を中心に、ご意見、アドバイスなどをいただければと思います。

小規模法人というのは、区市で所管されている法人に多いと思われるわけですが、そういう法人の指導などを通して、区市のほうで、どのような課題があると考えておられるのかということを含めて、お二人のオブザーバーからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

中里指導担当課長 世田谷区の中里です。

今、例示として挙げられている社会福祉充実残額の計算方法とか評議員会の運営というようなところは、恐らく私も指導検査に行ったときに、社会福祉充実残額については、今回、初めてですけれども、評議員会の運営などについては、結構、口頭指摘する事項でもあります。ですので、議事録のつくり方でしたり、理事会と評議員会の開催するタイミングみたいなものについて研修でやっていただければ、ある程度の効果というのは見えるかなと思います。今回初めて社会福祉充実残額の計算というものが出ますので、こういったところも、こういった経費をきちんと入れていくのかというようなところをしっかりと研修でやっていただければと思います。

あわせて、大体、小さな法人でも税理士さんを事務的な面では入れていらっしゃるということというのは結構あるのですが、実は、その税理士さんが、企業会計は大変よくご存じだけど、社会福祉法人の会計を完全にご理解いただいているかということ、ちょっと微妙なところがあって、最初の仕訳のところから、もう少しきちんとした知識があれば、いいのかなと感じるところがありますので、その辺のところも実際に事務を担当している方に基礎的なこととして教えていただければ、実際に事務を頼んでいる税理士さんともっと緊密なお話ができるのかなと思います。

平岡委員長 どうぞ。

鈴木指導監査課長 八王子市です。

八王子市の現状ですと、27年度決算で55法人全てがサービス活動収益20億円未満で、そのうち4億円未満のところは32法人となっています。ですから、小規模ということで、こういった事務担当者向けの研修とかも恐らく参加されたこともないと思いますので、こういうことをやっていただければ大変有効ではないかと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

亀岡委員 すみません、亀岡でございます。

ここで、社会福祉充実残額の計算について出ていますけれども、研修会の実施時期が平成29年7月から11月となっていますが、たしか平成29年3月期から、社会福祉充実残額については算出することになっていると思いますので、研修時期が7月ではちょっと遅いかなと思います。特に中小規模の法人でまだ十分に理解できておられないような法人さんこそ、できれば早い段階で、社会福祉充実残額の考え方、計算方法を知らせてあげることが有用と思います。もし、社会福祉充実残額が出れば、社会福祉充実計画の作成が必要になりますし、マイナス若しく僅少であれば、社会福祉充実計画の作成を省略することもできます。もし、早めに行政側として何か手助けができるなら、していただければと思います。

というのは、先ほど、世田谷区の中里課長もがおっしゃっていましたが、会計専門家の人がついているかもしれないが、なかなか社会福祉法人の会計の特徴や、社会福祉

法人制度改革の理解、また、今後の施設整備計画もありますので、現状の社会福祉法人制度も理解しておかないと充実計画は作成できません。最終的には法人が責任を持つ形になりますので、早めに手を打っていただく必要があるのかなと思っております。これは、ぜひお願いしたいと思えます。

あと、もう一つは、サービス活動収益4億円未満の法人が500ほどあるということですが、例えば、保育所を三、四か所運営していたとしても、サービス活動収益4億円を超えていない法人さんもあると思うのです。複数の施設を運営しながらもサービス活動収益4億円未満の法人、中には措置費等により運営している施設等もあると思えます。このような小規模法では法人本部の専従職員がもしないような場合もあると思えます。社会福祉充実残額の計算は法人全体で行わなければなりませんから、そのような法人には、社会福祉充実残額を算出できる法人の仕組みをある程度考えてあげないと、各施設の現場の事務職員の方に計算の仕方を教えてあげても、じゃあ、法人全体の計算は誰がするのですかということになりかねません。法人本部に専従職員を置けないような小規模な法人に専従職員をつけてくださいというわけにもいきませんから、そういうときには、どういう方が全体の取りまとめを行っていくのがいいのかななどを、入り口から丁寧に教えていただきたいと思えます。

平岡委員長 はい。最初の点は、まず初年度が大変だから、それについて、どういう形で支援ができるのかというお話だと思えます。2番目の点が、またそういう法人の中の体制づくりも含めた支援が必要ではないかというお話ですね。

岡本統括課長代理 先生がおっしゃるように、初年度の社会福祉充実残額のところ、本当に大変だと思っております。実は、先週の金曜日にも、今年3回目の全社会福祉法人さんを対象にした説明会を東京都で開催させていただきました。今般国が新たな財務諸表等電子開示システムを開発し、これが導入されるようになりました。その導入等について、この間、説明させていただいたのですが、これから実際に試行運用、それから本格運用という流れになります。その中で、充実残額の算定シートに必要な数値を入力することによって、簡易に充実残額の算定ができるように進んでいくと。その辺のところは、今後福祉医療機構が中心になって、検討を進めていくようです。また、システムの利用方法も、動画でそれを見られるような環境にも、もうなっておりますので、国がそうした環境をつくっていただけるということもありますので、そういったところを活用しながら、我々できる限り支援をさせていただきたいというふうに思っております。

渋谷指導調整課長 二点目については、確かに先生がおっしゃるように、こちらから、この研修を呼びかけるときも、何回かに分けて研修を実施しますので、対象ごとなのか、複数の施設で本部事務局がないようなところ、その呼び方とか、集め方のところでも意識しておきたいと思えます。

平岡委員長 はい。そのほかいかがでしょうか。

では、一通りご意見はいただけたのかなと思えます。では、議事次第の3については、

おおよそこのようなことでよろしいでしょうか。はい。次第の4のその他ということ、それでは、事務局からお願いいたします。

渋谷指導調整課長 その他は、参考資料として、この制度改革への対応のスケジュール（予定）という参考資料、A3判一枚をご用意しています。表のつくりとしまして、一番上段に国の動向です。政省令が11月に出ました。2段目は法人がそれぞれ今、この法改正のために必要な定款変更の申請をしたり、私ども及び区市の所轄庁では認可を出したりというのが、今の状況になっておりまして、法人においてはこれから評議員の選定委員会を開いて、新評議員、そして、新しい理事の選任となっていくと思います。この辺、2段目が法人の動き。真ん中に専門家会議の開催と、下段が都の取組ということで、経営力強化事業であるとか、あるいは従来からのものを示してございます。年度後半、そして来年度の予定を、さきに説明した資料をスケジュールに落とし込んだものになっております。これは、本当にご参考にとということでありませう。

以上です。

平岡委員長 はい。事務局からのご説明は以上ということになりますが、本日、全体を通して、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

亀岡委員 一つだけ、すみません。都の実施する支援、研修計画等を見せていただくと、大変充実しているなと思います。それと同時に、先ほどお話のあった、例えば社協での研修とか、いろんなところが主催する研修があると思いますが、法人側からすれば、できるだけ学べるチャンスがある方がいいと思うのですが、例えば、東京都さんと東社協さんと共催で、また、全社協さんを含める等、できるだけ効率的な研修もお願いしたいと思います。各団体で同じような研修をする場合には、連携して共同開催等していただく等の工夫をしていただくと法人側も助かるのではないのでしょうか。一度ご検討願えればと思います。

平岡委員長 はい。では、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了ということになります。皆様からいただいたご意見を参考に、事務局において、来年度、平成29年度の取組内容について、検討を深めていくことと思います。また、次回の会議で、検討の結果、取組内容の詳細を報告していただける予定になっております。

以上をもちまして、第3回社会福祉法人専門家会議は終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

渋谷指導調整課長 はい。次回の開催は来年3月ごろ、本当に年度末、今、委員長からもおっしゃっていただいたように、29年度の内容が固まってきたと思いますので、それらのご報告というように予定しております。改めて事務局より日程調整を連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の配付資料はお持ち帰りいただけますので、ご活用いただければと存じ

ます。

連絡事項も以上になります。本日はありがとうございました。

(午後 5時43分 閉会)